

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当日の翌日)に当たるときは、)

目 次

- ◇ 告 示 昭和四十九年産米穀の政府に売り渡すべき時期の決定
保安林の指定の解除
解除予定の保安林
土地改良事業計画の適否の決定
土地改良事業の認可
開発行為に関する工事の完了(三件)
- ◇ 選管告示 選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費
弁償の最高額等
- ◇ 教委告示 教育委員会の招集

告 示

鳥取県告示第五百二十一号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三条第一項の規定に基づき、昭和四十九年産米穀の政府に売り渡すべき時期を昭和五十

年五月三十一日までと定めたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年六月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十九年六月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字三徳字大谷頭一四二の一(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 三 解除の理由
道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百二十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年六月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字中津字中津国有林、大字神倉字丹戸国有林（以上二
字国有林について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役
場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百二十四号

昭和四十九年五月二十四日付けで羽合土地改良区から申請のあつた土地
改良（上浅津地区農道舗装）事業については、審査の結果その計画を適当
と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条
第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示
する。

昭和四十九年六月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年六月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯郡羽合町大字長瀬一九五四―一
羽合土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百二十五号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（下味野地区農道舗装）事業は、
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年六月六日認
可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年六月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百二十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年六月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十七年五月二十七日 鳥取県指令受米土総第四百七十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字大沢十二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市朝日町十一番地

河端水産

代表者 河端信雄

鳥取県告示第五百二十七号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年六月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十七年十二月九日 鳥取県指令受米土総第千五百五十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢十五

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東町七十七番地

有限社会米子プリント社

代表取締役 松本 勤

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十七条の二第一項及び第三項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労働者に対し支給することができる報酬の最高額及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のように定め、昭和四十四年九月鳥取県選挙管理委員会告示第十七号は、廃止する。

昭和四十九年六月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

選挙運動従事者及び労働者に対し支給することができる実費弁償の最高額及び報酬の最高額

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額

(い) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の額

(ろ) 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の額

(は) 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額

(に) 宿泊料（食料二食分を含む。） 一夜につき四千円

- (ほ) 弁当料 一食につき三百円、一日につき九百円
- (へ) 茶菓料 一日につき百円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額

- (い) 基本日額 二千円
- (ろ) 超過勤務手当 一日につき右の額の五割

三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額

- (い) 鉄道賃、船賃及び車賃 第一号(い)、(ろ)及び(は)に掲げる額
- (ろ) 宿泊料(食事料を含まない。) 一夜につき三千四百円

四 選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員に限る。)一人に対し支給することができる報酬の額 一日につき二千円

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十九年六月十一日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

- 一 日時 昭和四十九年六月十四日 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県教育委員会委員室

- 三 議題 (1) 市町村教育委員会教育長の承認について
- (2) その他

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)]